

## がん検診 50 パーセント推進本部設置規程

平成21年7月9日  
厚生労働大臣伺い定め

## (設置)

第1条 がん検診の受診率向上については、がん検診が市区町村のほか、職域、保険者、妊婦検診などにおいて実施されていることなどにかんがみ、部局横断的な連携が求められることから、がん検診の受診率向上を総合的に推進するため、厚生労働省に、がん検診 50 パーセント推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣のうち本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 副本部長は、健康局長をもって充てる。
- 5 本部員は、別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができる。
- 6 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

## (事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び副事務局長を置く。
- 3 事務局長は、大臣官房審議官（がん対策担当）をもって充てる。
- 4 副事務局長は、健康局総務課がん対策推進室長をもって充てる。
- 5 事務局の庶務は、健康局総務課がん対策推進室において処理する。

## (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成21年7月9日から施行する。

別紙1

医政局長

労働基準局長

雇用均等・児童家庭局長

保険局長